海峡東圏域 (青森県) 総合水産基盤整備事業計画

1 圏域の概要

(1) 水産業の概要

① 圏域内に位置する市町村および漁業協同組合の概要

本圏域は、青森県津軽海峡沿岸北部に位置し、むつ市の4漁港で構成されている。 また、圏域内には、大畑町、関根浜の合計2沿岸漁業協同組合があり、平成29 年2月に策定した「青森県漁協合併基本計画」に基づき、現在、令和7年度末まで の県1漁協合併を目標に協議を進めているところである。

② 主要漁業種類、主要魚種の生産量、資源量の状況

本圏域内では、イカ釣り、たる流し、小型定置網、海面養殖、採藻漁業等で、スルメイカ、タコ、サケ、ニジマス、コンブなど、多種多様な水産物が陸揚げされている。

圏域全体の属地陸揚量は約1,500t、属地陸揚金額は約12億円となっており、主要魚種のスルメイカが298t、タコが166t、サケが126t、海面養殖のニジマス(ブランド名:海峡サーモン)が113t、コンブが108t(令和元年港勢調査)となっているが、近年、温暖化による高水温等の影響で回遊性魚種の漁獲量は減少している。

こうした中、タコについては、3 k g 未満の小型サイズの再放流や禁漁期間の設定などの資源管理に取り組んでいる。

③ 水産物の流通・加工の状況

本圏域には、産地市場の大畑町魚市場(大畑漁港)があり、本圏域内の関根漁港 以外で陸揚げされた水産物が集約され、この産地市場と関根漁港から約5割が東京 豊洲市場などの県外に出荷され、残りの約5割が県内向けに出荷されている。

主な加工品としては、海面養殖で育てた「海峡サーモン」の刺身の柵、冷凍の切り身や、下北半島の郷土料理「イカ寿司」等があり、むつ市内の土産店やインターネット等で販売されている。

④ 養殖業の状況

大畑町漁業協同組合に所属する漁業者が運営する北彩漁業生産組合は、平成元年度から大畑漁港の沖合約3kmの海域でニジマス(ドナルドソンニジマス)の海面

養殖に取り組み始め、令和2年度には113 tを水揚げしている。

同組合では、むつ市等の幼魚場で幼魚を2年間育てた後、大畑漁港での馴致を経て海面養殖場の生け簀に移し、約3kg程度になるまで8ヶ月をかけて養殖して、例年5~7月に水揚げして出荷している。水揚げしたニジマスは、「海峡サーモン」のブランド名で、鮮魚や刺身等の加工品をオンライン等で直接販売しており、近年は生産量が安定している。

⑤ 漁業経営体、漁業就業者(組合員等)の状況

本圏域内の漁業経営体数は268経営体、2漁協の組合員総数は656人(令和元年港勢調査)であり、いずれも減少傾向にある。

⑥ 水産業の発展のための取組

漁村や漁港に人を呼び込み、賑わいを創出して漁村を活性化するため、本圏域内で水揚げされ、ブランド力を持つ大畑産の「海峡サーモン」のつかみ取りや即売会を行う「大畑海峡サーモン祭り」や、漁業者等の有志グループ「海峡ロデオ大畑」による漁業体験観光等を大畑漁港内で開催することなどで、圏外からの集客に尽力している。

⑦ 水産基盤整備に関する課題

- 養殖生産拠点の形成(静穏水域の創出)
- ・ 環境変化に対応した漁場生産力の強化(水産資源の回復に資する増殖場の整備、水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境の整備、藻場の保全・創造)
- ・ 災害リスクへの対応力強化(漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、予防保全型の 老朽化対策)
- ・ 「海業」による漁村の活性化(漁港のフル活用による「なりわい」と「にぎわい」の創出)
- ・ 女性など多様な担い手の活躍(就労環境の改善)

⑧ 将来的な漁港機能の集約化

現時点では、なし。

(2) 圏域設定の考え方				
① 圏域タイプ	流通拠点型	設定理由;圏域内陸揚量の多くが産 地市場がある大畑漁港に集約され、 県内外に出荷されているため。		
② 圏域範囲	木野部漁港 〜関根漁港 (むつ市管内)	設定理由;津軽海峡を主な漁場としており、漁業形態や漁業種別が同一で、圏域内の一定の漁港間でネットワークが構築されている範囲とする。		
③ 流通拠点漁港	大畑漁港(第3種)	設定理由;産地市場を有しており、 1,000t以上の水産物を取り扱っているため。 また、想定される大規模地震に対応した陸揚岸壁の耐震強化を行っている。 今後は、流通拠点漁港としての輸出国等のニーズに対応した衛生管理水準(L3)の導入、BCP計画の策定、災害時の漁港利用者の避難対策の確立、老朽化が進む漁港施設の計画的な補修、漁船係留の安全性を向上させるための施設の機能強化を行う。		
④ 生産拠点漁港	関根漁港 (第1種)	設定理由;第1種漁港で、利用・登録漁船が50隻以上、属地陸揚金額が1億円以上の生産地であるため。また、主要な陸揚岸壁は既に耐震・耐津波性を有しており、災害発生後も圏域内の生産拠点として機能を早期に回復させる体制が整備されている漁港である。今後は、生産拠点漁港として、老朽化が進む漁港施設の計画的な補		

		修、漁船係留の安全性を向上させる ための施設の機能強化を行う。
⑤ 輸出拠点漁港	該当なし	設定理由;

(令和元年)

圏域の属地陸揚量(トン)	1, 519
圏域の総漁港数	4
圏域で水産物の水揚実	0
績がある港湾数	

圏域の登録漁船隻数(隻)	3 6 4
圏域内での輸出取扱量(トン)	0

当該圏域を含む養殖生産拠点地域名	該当なし。
対象魚種	
魚種別生産量 (トン)	
魚種別海面養殖業産出額(百万円)	

2 圏域における水産基盤整備の基本方針

- (1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
 - ①流通拠点漁港等の生産・流通機能の強化

本圏域内の流通拠点漁港においては、主要な陸揚岸壁の耐震・耐津波強化、防風防雪防暑施設の整備を概ね完了しており、荷さばき所では、漁獲物の魚種や数量等の水揚げ情報の電子化を図っている。また、関係漁業協同組合が整備した製氷、冷凍及び冷蔵施設があり、現在も利用されている。

生産拠点漁港においては、主要な陸揚岸壁の耐震・耐津波化の整備を概ね完了している。

一方、主要な陸揚岸壁までの航路及び泊地を保全する防波堤の耐震・耐津波 化、港内静穏度の向上等による就労環境の改善が課題となっている。

今後は、産地の水産業の成長産業化に向けて、生産・流通コストの縮減を図るため、主要な防波堤の耐震・耐津波化及び就労環境の改善対策等を推進する。

②養殖生産拠点の形成

該当なし。

(2)海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保 ①環境変化に適応した漁場生産力の強化

本圏域では、沖合を津軽暖流が東進する流れと沿岸部はその反流が流れ、 夏期には沖合にスルメイカの漁場が形成される。多くの種類の水産生物(アイナメ、ソイ・メバル類、ヤリイカ等)が、成長に伴い回遊しながら沿岸から沖合までの多様な環境を利用している。主な漁業は、いか釣り漁業・定置網漁業などで、回遊性魚種への依存度が高く、漁業経営が不安定となっていることから、ウスメバル、アイナメ、ソイ・メバル類、ヤリイカなどの沿岸性魚種の漁獲による安定した漁業経営が望まれているが、これらの水産生物は生活史の初期段階ほど減耗が大きい。

このため、県では、それら沿岸性魚種の資源管理の取り組みなどを行うとともに、「本州日本海北部地区水産環境整備マスタープラン」や「青森県外海地区水産環境整備マスタープラン」により水産生物の生活史に対応した生育空間を創出し、初期段階の減耗を回避することで資源増大を図り、また、モニタリング調査を実施することで、取組みの成果を検証することとしている。

②災害リスクへの対応力強化

本圏域内の各拠点漁港では、青森県地震・津波被害想定調査(令和3年度見直し)において、大規模な地震・津波の発生が想定されており、被災後の地域水産業の早期再開を可能とする対策が求められているほか、台風・低気圧の激 甚化等による主要な防波堤からの越波による被害が発生しており、この波浪対策も課題となっている。

また、漁港施設の老朽化の進行と機能保全対策の事業量の増加が課題となっている。

今後は、青森県想定の地震・津波及び令和2年度に見直しした沖波・潮位に 対する施設の安定性の照査結果に基づく、主要な陸揚岸壁及び防波堤の耐震・ 耐津波・耐浪化を推進する。

また、「事後保全型」から「予防保全型」の老朽化対策の転換により、漁港施設及び漁業集落環境施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る。

(3)「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

①「海業」による漁村の活性化

人口、漁業者の減少が進む中、青森県は、令和元年策定の基本計画で、漁村の文化や観光などの資源を活用して地域に雇用を生み出し、『人・文化・食を育むゆりかごである漁村』を守ることを掲げている。

今後は、『人・文化・食を育むゆりかごである漁村』の核となる漁港を、サーモンなどの海面魚類養殖場やマツカワガレイなどの陸上及び海面魚類養殖場ナマコの増殖場など、高齢者や女性、新規就業者でも安全に働くことができ

る生業(なり<u>わい</u>)の場とするとともに、これらを新たな体験型観光資源としてフル活用することで、漁村の賑わい(にぎ<u>わい</u>)を創出する「<u>わいわい漁港</u>整備」を推進し、漁港を存続させ、漁村を守る。

②地域の水産業を支える多様な人材の活躍

人口、漁業者の減少が進む中、高齢者や女性、新規就業者にとって、安全で働きやすい環境を創出することが求められている。

今後は、漁港をサーモンやマツカワガレイなどの魚類養殖場や、ナマコの増殖場など、高齢者や女性、新規就業者でも安全に働くことができる生業(なりわい)の場とするとともに、港内静穏度の向上等による就労環境の改善を図る。

3 環境への配慮事項

浚渫などで発生する土砂の自然環境へ流出などによる海域生態系や水質への悪 影響の防止に努める。

海岸線の変更や、防波堤や消波ブロックなどを新たに設置する場合は、海岸の 景観保全と地域景観との調和に配慮する。

漁港区域内に設置されている外灯について、交換時期を迎える照明器具の LED 化を推進し、消費電力の抑制による CO2 排出量の削減に努める。

4 水産物流通圏域図

別添のとおり

